平成２８年（フ）第２２３２号
大阪府八尾市高美町１丁目４番16号ルフレ八尾220号、前住所大阪府南河内郡太子町大字春日98番地の262
債務者　肥田　夏季（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９０号
大阪府寝屋川市松屋町19番１―521号
債務者　中村　康雄
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６２８号
大阪府守口市竹町１番７号
債務者　結城美弥子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６８２号
大阪市淀川区塚本２丁目12番３号アサヒハイツ102号、前住所大阪市淀川区塚本４丁目４番７―803号
債務者　浅井絵里香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６９０号
大阪市生野区生野西１丁目11番５号
債務者　平賀　正彦
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７４２号
大阪府四條畷市岡山２丁目16番25号　ドゥムール忍ヶ丘302
債務者　西村　勝治
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６２号
大阪市東住吉区今川８丁目11番15号千扇白鷺405号
債務者　泉原こころ
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７７１号
大阪市西成区千本北２丁目12番19号　アドバンス岸里　102号
債務者　松本　孝雄
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８１７号
大阪府摂津市千里丘２丁目６番27―310号
債務者　小野　宗一
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８３６号
大阪市東成区中道２丁目12番15―7015号　トーエー第２森の宮ビル
債務者　長井　　優
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４０号
函館市御崎町59番地
債務者　二本柳律子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４１号
函館市鈴蘭丘町21番地
債務者　小林　明夫
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４３号
函館市深堀町23番30号
債務者　高桑　武志
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４８号
函館市日ノ浜町149番地13
債務者　伊勢　進平
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３号
岩手県一関市中里字雲南12番地１　プロヴァンスタウンＦ
債務者　千葉　豊夫
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２４号
岩手県一関市大東町渋民字雄水18番地２
債務者　齊藤　　享
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２５号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前23番地５　市営住宅田中南アパート136号、前住所千葉県市川市妙典６丁目７番５号　ジュネス202号
債務者　細谷　涼介
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで　盛岡地方裁判所一関支部